

九州ルーテル学院大学情報ネットワーク利用規程

(趣旨)

第1条 九州ルーテル学院大学（以下本学という）情報ネットワーク（以下ネットワークという）及び関連機器の利用については、この規程の定めるところによる。

(利用目的)

第2条 本学ネットワーク及び関連機器は、次の各号の目的で使用する。

- (1) 本学学生の情報教育及びその他教育課程における教育
- (2) 本学教職員の研究及び学務
- (3) 本学学生の学習及びその他学生活動

(利用資格)

第3条 本学ネットワーク及び関連機器の利用資格者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 本学の学生。ただし、研究生、科目等履修生は、希望者のみとし、その際利用料2,000円を納めること。
- (2) 本学の教職員
- (3) 本学の委託した外部管理者（以下「管理者」という。）
- (4) その他 I R・情報センター長（以下「センター長」という。）の認めた者

(遵守事項)

第4条 本学ネットワーク及び関連機器を利用する者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 利用者認識記号（ID、パスワード、IPアドレス）を徹底管理すること。
- (2) センター長及び管理者の指示に従うこと。

(禁止事項)

第5条 本学ネットワーク及び関連機器を利用する者は、次の各号の行為を行ってはならない。

- (1) 第2条に合致しない目的での利用
- (2) 他人の利用者認識記号を用いる行為
- (3) 関連機器に対して物理的に損傷を与える行為
- (4) 第3条第3号に定める管理者以外の利用者がネットワークサーバに侵入する行為
- (5) 関連機器をコンピュータウイルスに感染させるなどソフトウェアで損傷させる行為
- (6) 別途定める本学ネットワーク倫理規程で禁止する行為
- (7) 日本国の法令及び本学の諸規程に違反する行為
- (8) その他センター長及び管理者が禁止する行為

(違反者に対する措置)

第6条 前条の各号に該当する行為を行った者に関しては、センター長は倫理規程の定めるところに従い、その利用資格を停止し、学長に対して処分の検討を申し出ることができる。

(運用管理)

第7条 本学ネットワークの運用に関する事項は I R・情報センター運営委員会で決定し、センター長及び管理者の管理のもとで実施する。

(弁償)

第8条 利用者が情報関連機器を汚損又は紛失した場合には、同一の物品若しくは近似の物品をもってこれを弁償又は修繕費の負担をしなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は平成14年5月16日から施行する。

附 則

この規程は平成17年1月20日から施行する。

附 則

この規程は平成17年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2026（令和8）年4月1日から施行する。